平成２０年（フ）第９２０号
栃木県矢板市扇町２丁目１番３号
破産者　庭山　友二
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第９３７号
栃木県宇都宮市中今泉５丁目35番５号
破産者　冨士工業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０４９号
栃木県宇都宮市下平出町145番地
破産者　有限会社金沢鉄工
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０５０号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目10番地７、前住所栃木県宇都宮市下平出町145番地
破産者　竹村　利雄
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０５１号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目10番地７、前住所栃木県宇都宮市下平出町145番地
破産者　竹村　君子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３１号
栃木県小山市大字乙女472番地５
破産者　株式会社アクレット
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３２号
栃木県小山市大字乙女428番地45、前住所栃木県小山市大字乙女472番地５
破産者　岡田　真英
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３３号
栃木県小山市大字乙女428番地45、前住所栃木県小山市大字乙女472番地５
破産者　岡田ゆかり
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３４５号
栃木県矢板市扇町２丁目１番３号
破産者　有限会社庭山書店
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５３号
栃木県真岡市荒町４丁目１番地14
破産者　ホクエーショッピング商業協同組合
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５４号
栃木県真岡市荒町２丁目８番地15
破産者　鹿沼　恭司
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５５号
栃木県真岡市荒町２丁目５番地16
破産者　須永　　稔
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８３号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　市営住宅３―1032
破産者　小島三津夫
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８４号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　市営住宅３―1032
破産者　小島　イツ
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１５号
埼玉県秩父市下影森1186番地
破産者　有限会社アンルイ
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
千葉県松戸市六実７丁目５番地の32
破産者　有限会社栄光
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２９４号
千葉県柏市西原１丁目１番１―107号
破産者　寺田　光一
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２９６号
千葉県千葉市花見川区三角町77―２レオパレスサンライズヒル花見川210、住民票上の住所千葉県柏市西原１丁目１番１―107号
破産者　寺田　光彦
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３０２号
千葉県松戸市北松戸２丁目１番地の１
破産者　有限会社アクセス
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３０３号
千葉県松戸市高塚新田642番地の40
破産者　青木　雅幸
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３１１号
千葉県野田市中野台477番地の１
破産者　日東電気株式会社
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３１３号
千葉県野田市中野台477番地の１
破産者　蒔田帝次郎
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部